

令和4年2月21日 開会
令和4年2月21日 閉会
第 10 回
(通算第 199 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 2 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年2月14日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- | | | |
|---|----|-------------------|
| 1 | 日時 | 令和4年2月21日 |
| 2 | 場所 | 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室 |

第 10 回吉賀町農業委員会会議録		
招集年月日	令和4年2月21日	
招集の場所	吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室	
応招委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
不応招委員	なし	
出席委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
欠席委員	農業委員	
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 齋藤一政
欠員	なし	
本回の議長	会長 齋藤学	
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田雅和 事務局員 河野喜代志	
開会	議長は 9時00分 開会を宣告	
閉会	議長は 9時40分 閉会を宣告	
本回提出議案及び日程	別紙のとおり	
議事録署名委員の指名	三井利民 藤井和子	
会期の決定	令和4年2月21日	
開議	令和4年2月21日	
備考		

第 10 回農業委員会
(通算第 199 回)

令和4年2月21日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 議案第1号 | 非農地証明書の交付申請について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について |

9時 事務局より欠席委員及び会議の成立について報告。

会長挨拶の後、議事録署名委員として三井利民委員、藤井和子委員を指名、議事に入る。

議長	議案第1号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案第1号について説明します。 農地の所在は沢田〇番、地目畑、面積〇㎡、所有者は〇さん、六日市の方です。非農地の事由は昭和25年頃より耕作しておらず山林化しており、耕作不可能であり、また農地への復旧は困難である、というものです。 以上をお願いします。
議長	事務局からの説明は、以上でございます。今回山林化につきましての調査をしなければならぬ、という事でございます。 今回の沢田の案件につきましての調査の方の委員さんのご指名をさせていただこうと思います。 非農地調査の現地調査の委員さんです。河口委員さん、橋本委員さん、正木委員さん、この3名の方をお願いをいたしまして、現地を調査していただき、次の農業委員会の席において、ご発表いただくという形になろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。 この、現地調査の書類については、事務局の方から、後ほど、皆さんの手元に届けるとういう事になろうかと思ひますので、書類を持って、現地確認していただきたいと思ひます。
議長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局説明をお願いします。
事務局	それでは議案第2号の1について説明します。 農地の所在、沢田〇番2、地目田、面積〇㎡、譲渡人は〇さん、六日市の方、譲受人は〇さん、沢田の方です。 申請地は沢田の大杉の東約200mの場所にある農地で、譲受人の居宅から徒歩3分です。 譲受人は農作業歴11年で機械はトラクターを所有されておられるようです。 沢田地区の下限面積は30aですが、取得後の経営面積が30a以上ありますので問題ありません。 申請地は譲受人所有地の近隣にあり、地域の水利調整に参加し取り決めを順守する、農地の利用調整に協力する、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従う、とのことです。 無償譲渡ということです。 以上ご審議をお願いします。
議長	事務局の説明、終わります。この沢田の案件につきまして、地元委員さんに現場の方を見ていただいております。河口委員さん、よろしくお願ひします。
河口委員	先週の末に、本人に聞き取りと現地調査をいたしました。 沢田ではよくある事ですが、20アールの田を何町かになっているところがございまして、近所の田も耕作しているので、問題ないと思ひます。 以上です
議長	地元委員さんの発表がありましたが、この案件につきまして、ご意見のある方、挙手をお願ひいたします。よろしいでしょうか？ それでは、皆さんの採決の方を、よろしくお願ひします。 この沢田の案件につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、認可いたします。

議 長

議案第2号2について、事務局説明をお願いします。

事務局

それでは議案第2号の2について説明します。

農地の所在、田野原〇番3、地目田、面積〇㎡、同じく〇番、田、〇㎡、譲渡人は〇さん、鳥取県鳥取市の方、譲受人は〇さん、田野原の方です。

申請地はヨシワ工業初見工場の北西約600mの場所にある農地で、譲受人の居宅から徒歩10分の場所にあります。

譲受人は農作業歴40年で機械はトラクター、田植え機、コンバイン等を所有されておられるようです。

田野原地区の下限面積は30aですが、取得後の経営面積が30a以上ありますので問題ありません。

申請地はこれまで水田として利用されており、同様に水田として利用するため、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと思われま。

無償譲渡ということです。

以上ご審議をお願いします。

議 長

それでは、2号議案の2番の田野原の案件です。

現地委員さんの山吹さんに行っていたいておりますので、ご報告、よろしくお願ひします。

山吹委員

それでは、報告いたします。

2月18日に、近藤委員と一緒に伺いまして、聞き取り調査いたしました。

〇さんは、〇さんの、いとこで、もうこちらに帰ることはない、という事で、譲り受けしてくれ、という事で、譲り受けられるという事です。

そして、〇さん、ご夫婦も長年その〇さんの田も作っておられて、問題はないと思ひます。

それで、〇さんの、お孫さんも二人、こちらに帰られて、〇に勤められて、2~3年前から田んぼの方も、手伝われているそうです。そういったことで耕作についても問題ないと思ひます。以上です。

議 長

山吹さんからの、ご報告がありました。以上のような事でございます。

それでは、皆さんのご意見を、拝聴したいと思います。ご意見のある方、挙手、よろしくお願ひします。

議 長

ご意見のある方、いらっしゃいませんか？

無いようでしたら、採決に移りたいと思ひます。

2号議案の、田野原の案件につきまして、賛成の農業委員さんの、挙手をお願いします。

はい、全員賛成でございますので、認可いたします。

議 長

議案第2号3について、事務局説明をお願いします。

事務局

それでは議案第2号の3について説明します。

農地の所在、柿木〇番1、地目畑、面積〇㎡、同じく〇番1、畑、〇㎡、譲渡人は〇さん、山口市の方、譲受人は〇さん、柿木の方です。

申請地は、かきのき温泉はとの湯の南西約500mの場所にある農地で、譲受人が購入する予定の居宅から5mです。

譲受人の農作業歴3年で機械はトラクターなど所有されておられるようです。

柿木地区の下限面積は10aですが、取得後の経営面積が10a以上ありますので問題ありません。

申請地は、隣接地に新たに居住するのに合わせて耕作される予定で周囲の農業方針に配慮して耕作するため問題ないと思われるが、万一苦情が出た場合は責任を持って対処することです。

無償譲渡ということです。

以上ご審議をお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。現場の方を田村委員さんに見てもらっていますので、ご報告、よろしくお願いします。

田村委員 先週、2月19日土曜日に齋藤委員と一緒に現地、聞き取り調査の方に行っていました。現在の状況は、草がちょっと残っていますが、本人が草刈りなどをやる、という事でごさいます。大豆や、家庭菜園として使いたい、というところで、トラクターなど準備できている、という事でごさいます。以上です。

議長 はい、どうもありがとうございました。
この案件につきまして、皆さんの、ご意見を拝聴したいと思います。
ご意見のある方、挙手、お願いします。
ご意見ありませんか？
ないようでしたら、採決に移らせていただきます。
二号議案3番の案件につきまして、採決を行いたいと思います。
農業委員の賛成の方の挙手を、お願いします。
はい、ありがとうございます。全員でございますので、認可されました。

議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明します。
農地の所在は柿木〇番3、地目畑、面積〇㎡。譲渡人は〇さん、山口市の方、譲受人は〇さん、柿木の方です。

転用目的は駐車場、転用理由として、隣接の住宅を購入する予定であるが、進入路および駐車場がないため申請地を転用して使用したい、というものです。

申請地の場所は先ほど議案第2号の3で申請のあった農地の隣接であり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで第2種農地と考えられます。

第2種農地は原則転用不許可ですが、代替地がない場合など許可は可能で、居宅の駐車場としての利用ということで、この申請地以外に適当な土地がないためこの地を転用したいというものです。

転用の確実性について、土地及び造成費70万とのことで、金融機関による融資証明をいただいておりますが資金面での問題はございません。

周辺の農地への影響については、周囲をコンクリートで囲うので土砂等流れこまないとされる。排水は雨水のみで自然浸透するので問題ないと思われるが、万一近隣より苦情が出た場合は責任を持って善処する、とのことであります。

土地改良区からは意見なしとのことです。

議長 以上、ご審議をお願いします。
議案第3号農地法第5条の案件でございます。事務局の説明は、以上でございます。
5条につきましても、田村さんに現地を見ていただいておりますので、よろしくお願いします。

田村委員 先ほどと同じ場所です。
隣接の住宅の、進入路はあるにはあるのですが、非常に狭い進入路でして、車をまわすのも難しいという事を聞きました。ですのでこちらの方を転用して駐車場として使いたい、という事で、こちらの方につきましても、先ほど申しておられました通り、苦情が出た場

合は、責任をもって対処する、という事でしたので問題ないと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

第3条の方と関連も少しあると思われましても、この5条の案件につきまして、農業委員さん、その他の方の質疑をよろしくお願いします。

ございませんでしょうか？

無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。

5条の申請につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございました。全員賛成で認可となります。

議長

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

議案第4号について説明します。4ページから13ページになります。

この農地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。

再設定と書かれているものは、以前承認されているという事もありますので説明を省かせていただいて、新規案件のみ説明とさせていただきますと思います。

《新規案件を読み上げ》

以上の案件について、基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。

以上ご審議をお願いします。

議長

今事務局が説明しましたように、新しく、新規の利用権設定が申請されました。この議案についての、皆さんの、ご意見を拝聴したいと思います。

ご意見ある方、挙手を、よろしくお願いします。

ございませんでしょうか？

無いようでしたら、採決に移らせてもらってもよろしいでしょうか？

はい、それでは第4号議案につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございました。よって、全員賛成という事で認可されました。

以上で終わります。